**上富田町こども計画策定支援業務委託　公募型プロポーザル実施要領**

**１ 目 的**

この実施要領は、上富田町こども計画策定支援業務の委託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

**２ 委託業務概要**

（１）業務名 　　 上富田町こども支援事業計画策定支援業務

（２）業務内容 　 別紙１「業務仕様書」による

（３）履行期間　　契約締結日から令和８年３月３１日

（４）見積限度額　６，０００，０００円

※消費税及び地方消費税相当額を含む

**３　日程**

（１）参加申込受付期間　　 令和７年４月２５日（金）まで

（２）質問の受付期間　 　　令和７年４月３０日（水）まで

（３）質問の回答　　　　　 令和７年５月７日（水）まで

（４）提案書受付期間　　　 令和７年５月１２日（月）まで

（５）選考実施日　　　　　 令和７年５月下旬

（６）結果通知予定日 令和７年５月下旬（予定）

**４　参加資格要件**

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

（１）仕様書に定める業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる体制を有すること。

（２）和歌山県及び和歌山県内自治体において指名停止を受けていないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

（６）公租公課を滞納していないこと。

（７）公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

（８）受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保するものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていること。

（９）個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。

（10) 月に１回以上、担当研究員もしくは業務窓口担当者が本町を訪問し、進捗の管理や担当研究員との調整を図る体制が構築できていること。

（11）成果品（写真、イラスト含む）の著作権は上富田町に帰属することに同意し、二次使用についても一切の異議申し立てをしないこと。

**５　参加申込**

（１）提出書類　参加申込書（様式１）

（２）提出部数　１部

（３）提出場所　〒649-2192　和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町役場　福祉課　子育て支援班　宛

（４）提出方法　提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡することとし、下記提出期限までに必着のこと

（５）提出期限　令和７年４月２５日（金）

**６　選考方式**

（１）審査方法

令和７年５月下旬に実施予定の『上富田町こども計画策定支援業務委託に係る業者選定審査委員会』において、応募業者によるプレゼンテーションを実施する。時間配分は、プレゼンテーションを15分以内、質疑応答を15分以内とし、映像機器を利用した静止画及び動画によるプレゼンテーションも可とする。日時、時間、場所等詳細については別途、後日通知する。

（２）審査結果の通知

　審査の結果は、参加者すべてに郵送により通知する。なお、選定結果のみを通知し、審査の内容や採点については公開しない。

（３）優先交渉者の決定

当委員会における審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

**７ 提案書の提出**

別紙２「提案書等作成要領」に基づき、令和７年５月１２日（月）までに下記の事務局へ提出すること。

**８　その他の事項**

（１）提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

（２）提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

（３）参加申込・辞退届及び提案書は返却しない。

（４）参加申込・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

**９　所管課・担当者**

　　　〒649-2192　和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763 番地

上富田町役場　福祉課　子育て支援班　担当：瀬戸

電話：0739-34-2373（直通） 　FAX：0739-47-4005

E-mail：seto@town.kamitonda.lg.jp